第六十五条第一項中「においては、前条」を「には、前条第一項、第二項又は第四項」に、「投票人名簿登録証明書を提出し、」を「投票人名簿登録証明書等」に改め、「船員手帳」の下に「（当該船員が実習生である場合には、法第六十一条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書）」を加え、同条第二項中「」とあるのは「船員」と、「前二項」とあるのは「次条第一項」を「は、前二項」とあるのは「船員は、次条第一項」と、「に、前二項」とあるのは「に、同項」に改め、「あるべき」及び「依頼があった」を削り、「船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院」を「不在者投票施設」に、「」とあるのは「次条第一項」と、「文書をもって」を「の」とあるのは「次条第一項の」と、「同項の規定による請求及び申立て並びに」に、「文書により、投票人名簿登録証明書」を「、投票人名簿登録証明書等」に、「投票人名簿登録証明書及び」を「投票人名簿登録証明書等及び」に改め、「船員手帳」の下に「（当該船員が実習生である場合には、法第六十一条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書）」を加え、「」と、「同項」とあるのは「次条第一項」と、「申立て並びに前項」とあるのは「同条第二項において準用する前項」を「次条第一項の規定による請求及び」に改める。

第六十七条第一項中「によって投票用紙」を「による投票用紙」に、「には」を「において」に、「受けた場合にあっては、当該国民投票」を「受けたときは、当該国民投票」に改め、「、第一号及び第三号に掲げる措置をとるときは」を削り、「である場合にあっては」を「であるときは」に、「投票人名簿登録証明書」を「投票人名簿登録証明書等」に改め、「第八十四条第一項に規定する」を削り、「南極投票人証等」を「南極投票人証等」に改め、「交付した旨」の下に「（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類並びに当該憲法改正案に係る国民投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨。次条第一項及び第八十一条第六項において同じ。）」を加え、同項各号中「によって」を「による」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第二項中「の措置」を「に掲げる措置」に、「においては」を「には」に、「船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院」を「不在者投票施設」に改め、同条第三項中「規定によって」を「規定により」に改め、同条第四項中「により」の下に「交付され、又は郵便等をもって発送された」を加える。

第六十八条第一項中「、第二号に掲げる措置をとるときは」を削り、「投票人名簿登録証明書」を「投票人名簿登録証明書等」に改める。

第六十九条第一項中「又は」を「、又は」に改め、同条第六項中「船舶」を「指定船舶又は同項に規定する指定船舶以外の船舶であって指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるもの（以下この節において「指定船舶等」という。）」に改め、同条第七項中「第六十一条第八項各号」を「第六十一条第九項各号」に改め、同条第八項中「若しくは第六項」及び「第五項の」を削り、「又は前項の」を「、指定船舶等の船長又は」に、「においては」を「には」に改め、同条第九項中「においては、船員法第二十条の規定によって船長の職務を行うべき」を「には、船舶の船長の職務を代理すべき」に改め、「特定国外派遣組織の長」の下に「、指定船舶等の船長」を加える。

第七十四条第一項中「第六十一条第二項に規定する投票人」の下に「（その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長から選挙郵便等投票証明書の交付を受けている者を除く。）」を加える。

第七十七条第一項中「を提出し、又は」を「又は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「当該国民投票郵便等投票証明書」を「同項の規定により提示すべき国民投票郵便等投票証明書」に改め、同条第三項中「による」の下に「投票用紙及び投票用封筒の」を、「ときは」の下に「、投票用封筒の表面に国民投票である旨を記入し」を加え、同項後段を削る。

第七十九条中「当該国民投票郵便等投票証明書」を「第七十七条第一項の規定により提示した国民投票郵便等投票証明書」に改める。

第八十条第一項中「選挙人」を「投票人」に改める。

第八十一条第一項中「においては」を「には」に、「において単に」を「及び第百四十四条第二項において単に」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に、「投票人名簿登録証明書」を「投票人名簿登録証明書等」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「第二項の規定による」の下に「点字によって投票する旨の」を加え、「投票人名簿登録証明書」を「投票人名簿登録証明書等」に、「においては」を「には」に改め、同条第六項中「によって」を「による」に、「には」を「において」に、「にあっては」を「には」に、「投票人名簿登録証明書」を「投票人名簿登録証明書等」に改め、同条第七項中「規定によって」を「規定により」に改め、同条第八項中「においては」を「には」に改め、同条第十二項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第十三項中「投票人名簿登録証明書」を「投票人名簿登録証明書等」に改め、同条第十四項中「において、この条」を「における第一項、第四項及び第九項」に、「においては」を「には」に、「と、「当該」を「と、「」に、「とあるのは「当該」を「とあるのは「」に、「第十四項」を「第十四項各号」に改める。

第八十二条の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同条第一項中「船員は、法第六十一条第七項に規定する船舶（以下この条及び次条において「指定船舶」という。）」を「船員（登録予定船員（第二条第一号に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員で、登録基準日において当該選挙人名簿登録証明書の交付を受けた市町村の住民基本台帳に記録されていると見込まれるものをいう。以下この項において同じ。）を含む。以下この条及び第八十二条の三から第八十三条までにおいて同じ。）は、指定船舶等」に、「する場合においては」を「する場合には、登録基準日後（登録予定船員にあっては、法第二条第三項の規定により中央選挙管理会が国民投票の期日を告示した日以後登録基準日までの間。第八十二条の三第一項において同じ。）」に、「当該指定船舶等」に、「においては、船員法第二十条の規定によって当該船長の職務を行うべき」を「には、当該船長の職務を代理すべき」に、「この条及び次条において単に」を「この節において単に」に、「投票人名簿登録証明書」を「投票人名簿登録証明書等（登録予定船員にあっては、選挙人名簿登録証明書。以下この条、第八十二条の三及び第八十二条の四において同じ。）」に改め、同条第二項中「指定船舶」を「指定船舶等」に、「においては」を「には」に改め、「この条において」を削り、「ファクシミリ装置」の下に「（第八項において「投票送信用ファクシミリ装置」という。）」を加え、「投票人名簿登録証明書」を「投票人名簿登録証明書等」に、「、同項」を「、同条第七項」に改め、同条第三項中「この条」を「この節」に改め、同条第四項中「によって」を「による」に、「においては」を「には」に、「並びに当該」を「、当該」に改め、「属する市町村名」の下に「並びに法第六十一条第七項の規定による投票に係る請求である旨」を加え、「指定船舶等」を「指定船舶等」に、「及びそれら」を「並びにこれら」に、「投票人名簿登録証明書」を「投票人名簿登録証明書等」に改め、「市町村名並びに」の下に「国民投票の」を、「交付した旨」の下に「（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類並びに当該憲法改正案に係る国民投票の投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船長又はその代理人に交付した旨）」を加え、同条第五項中「においては」を「には」に改め、同条第六項中「規定するファクシミリ装置」の下に「（以下この項及び第十三項において「投票受信用ファクシミリ装置」という。）」を加え、「においては」を「には」に、「そのファクシミリ装置」を「当該投票受信用ファクシミリ装置」に改め、同条第七項中「指定船舶」を「指定船舶等」に、「受けた場合」を「受けたとき、並びに第八十二条の三第三項又は第四項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付又は引渡しを受けたとき」に、「によって」を「により」に、「その投票人名簿登録証明書」を「第一項の規定により添えた投票人名簿登録証明書等」に、「提出させなければ」を「提示させ、これに国民投票の投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船員に交付した旨（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類並びに当該憲法改正案に係る国民投票の投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船員に交付した旨。第八十二条の四第一項において同じ。）を記入しなければ」に改め、同条第八項中「、投票人名簿登録証明書」を「、第一項の規定により添えた投票人名簿登録証明書等」に、「この条」を「この項及び第八十二条の三」に、「にあっては」を「には」に、「及び投票人名簿登録証明書」を「及び当該投票人名簿登録証明書等」に改め、「である旨」の下に「とし、当該船員が実習生である場合には、その氏名、住所及び当該投票人名簿登録証明書等の交付年月日並びに実習生である旨とする。」を加え、「第二項に規定するファクシミリ装置」を「投票送信用ファクシミリ装置」に改め、同条第九項中「は り付け」を「貼り付け」に改め、同条第十項中「前三項」を「法第六十一条第七項」に改め、同項の